

概要

障害者雇用促進法第7条に基づき、障害者の雇用の促進及びその職業の安定に関する施策の基本となるべき方針について厚生労働大臣が策定するもの。

具体的事項

- ・第1 障害者の就業の動向に関する事項
- ・第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項
- ・第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項
- ・第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

方針の運営期間

- ・1次方針:平成5～9年度(5年)
- ・2次方針:平成10～14年度(5年)
- ・3次方針:平成15～20年度(5年+法改正を見据え1年延長)
- ・4次方針:平成21～25年度(4年+法改正を見据え1年延長)
- ・前回方針:平成26～29年度(4年)
- ・改正方針:平成30～34年度(5年)

障害者雇用対策基本方針の構造

はじめに

- 1 方針の目的
- 2 方針のねらい
- 3 方針の運営期間

第1 障害者の就業の動向に関する事項

- 1 障害者人口の動向
- 2 障害者の就業の動向
 - (1) 障害者の就業状況
 - (2) 障害者の雇用状況

第2 職業リハビリテーションの措置の総合的かつ効果的な実施を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 1 障害の種類及び程度に応じたきめ細かな支援技法等の開発、推進
- 2 きめ細かな支援が必要な障害者に対する職業リハビリテーションの推進
- 3 職業能力開発の推進
- 4 実施体制の整備
- 5 専門的知識を有する人材の育成
- 6 進展するITの積極的活用

第3 事業主が行うべき雇用管理に関して指針となるべき事項

- 1 基本的な留意事項
 - (1) 採用及び配置
 - (2) 教育訓練の実施
 - (3) 処遇
 - (4) 安全・健康の確保
 - (5) 職場定着の推進
 - (6) 障害及び障害者についての理解の促進
 - (7) 障害者の人権の擁護、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供

2 障害の種類別の配慮事項

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) その他障害者

第4 障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため講じようとする施策の基本となるべき事項

- 1 障害者雇用率制度の達成指導の強化
- 2 精神障害者の雇用対策の推進
- 3 発達障害者、難病患者等に対する支援
- 4 事業主に対する援助・指導の充実等
- 5 障害者の雇用の維持、解雇の防止と再就職対策の強化
- 6 重度障害者の雇用・就労の確保
- 7 多様な雇用・就労形態の促進
- 8 適切な雇用管理の確保等
- 9 関係機関との連携等
- 10 障害者雇用に関する啓発、広報
- 11 研究開発等の推進
- 12 国際交流、国際的な取組への対応